

令和8年度救護施設旭寮事業計画書

法人理念及び基本方針に従い、救護施設旭寮の事業を下記のとおり行う。

1 運営及び設備

- (1) 感染症や災害に対する事業継続計画（BCP）は常に見直しを行い、その対策を徹底する。
- (2) 施設運営及び利用者への福祉サービスの質の向上を図るため、関係機関及び団体等の研修会に可能なかぎり参加して資質の向上に努める。
- (3) 職員研修会を行い職員の資質及び福祉サービス提供の向上に努める。
また、利用者と職員の全体会議、職員会議を定期的に行う。
- (4) 施設に対する理解と認識を高めるため、地元地域への会報の回覧、地域社会に施設機能等を開放するほか、その他あらゆる機会を通じ啓蒙宣伝に努め、地域との交流を積極的に行う。
- (5) 利用者サービスの質の向上と組織の一体性を欠かさないように職員連絡会議等や連絡を密にするなど、情報共有をはかる。
- (6) 各種委員会を機能させ、また、ケース担当のチーム化を図り、よりきめの細かい支援、サービスを目指す。
- (7) 第三者評価を受審した評価結果を参考に提供サービスの向上に努めるほか、第三者評価の受診を検討する。
- (8) ゆめのは居室の定員を4名とし下記の受け入れを可能な限り行う。
 - ①福祉事務所等からの緊急一時保護並びに生活困窮者等の受入。
 - ②長野保護観察所からの緊急的住居確保・自立支援対策事業対象者の受入（自立準備ホーム）。
 - ③長野市生活困窮者一時生活支援事業対象者の受入。
 - ④日常生活支援住居施設の事業により生活困窮者を支援する。
 - ⑤緊急避難のための支援事業及び一時保護委託事業を、女性相談支援センターと連携をはかり取り組む。
- (9) 独自事業として相談員を専任として設け、関係機関と連携をとりながら、地域の生活困窮者を対象に、相談・訪問支援を行う。（ゆめのは事業）
- (10) 生活困窮者就労訓練事業を関係機関と連携しながら取り組む。
- (11) 居住支援法人として、住居困難者の支援を行う。

2 生活支援サービス

- (1) ケースワーク
個別支援計画により、身体的・精神的自立を目的として、個々の年齢・生活歴・障害程度・日常生活の状況等を考慮した、よりきめの細かい個別サービスを提供する。
- (2) 作業指導
労働の尊さと喜びを知り、施設内外への作業参加が自主的に行えることを尊重しつつ労働の価値とその喜びを体得し、自立・勤労精神の育成を図る。
- (3) 教養娯楽
音楽・運動に親しみ、情操と健康の向上に努め、スポーツ・舞踊・歌・ゲーム等を各行事に向け支援する。
- (4) 機能回復、減退防止に対する配慮
高齢化・重度化に合わせて、ラジオ体操・歩行訓練を行うほか、散歩・リハビリ等により機能回復・維持への意欲を高めるためのあらゆる手段を講じていくことに努める。

- (5) 行事
別紙年間スケジュールに沿って行事を実施する。
- (6) 自治会活動への支援
利用者自らの生活の質を利用者が自ら高めるために組織された自治会の活動を支援する。
- (7) 地域移行支援事業
 - ①救護施設居宅生活訓練事業を取り入れ、居宅生活への移行を支援する。
 - ②相談員（精神保健福祉士）を配置し、居宅生活訓練者へよりきめの細かいサービス提供に努めるほか、地域との連携強化を進める。
 - ③保護施設通所事業を取り入れ、居宅生活訓練修了者への継続的な支援、また、地域の生活困窮者への相談援助事業を行う。

3 衛生管理

- (1) 定期健康診断を行う。
- (2) 施設内外の清潔を保つため清掃・消毒・殺虫駆除等を行う。
- (3) 感染症予防のため、手洗いとうがいの励行を促すと共に、秋にインフルエンザ予防接種を本人又は家族の承諾を得て実施する。
- (4) 食事前の手洗い、手指消毒を指導する。
- (5) 浴槽の掃除は、湯の張り替えの都度行うほか、定期的な消毒を行う。残留塩素検査は必ず入浴前に行う。また、レジオネラ菌検査を年1回以上実施し、浴槽の衛生管理に努める。
- (6) 10 m³を超える受水槽を設置してあることから定期的な水質検査を行う。
- (7) 感染症対策委員会を充実させ、インフルエンザ・コロナ・ノロ等の感染症に対する対応をはかり、健康的な生活の場を提供する。

4 防災対策

- (1) 事業継続計画（BCP）及び防火計画に基づいて定期的に避難訓練を実施すると共に防火器具・避難経路等の点検を行う。また、夜間の避難訓練を消防署立ち会いのもと年1回以上実施する。なお、夜間実施できない場合は夜間を想定した訓練を行う。
- (2) 防火設備、消火設備並びに火災報知設備の保守点検を業者に委託し行う。
- (3) 漏電予防検査を業者に依頼し実施する。
- (4) 災害に備えて3日分の水・食糧の備蓄を行う。
- (5) 災害時において地域住民団体等と協力協定を結んだことから応援協力をスムーズに行うため、密接な連携を深めるべく年一回以上避難訓練に参加していただくと共に評価を受ける。
- (6) 長野市と災害時の福祉避難所の協定を結んだことから災害時に要請があった場合は積極的に協力する。

5 給食

- (1) 給食業務の外部委託に伴い、委託業者と密接なる連携を図る。また、委託業者とは定期的に打合せ会議を行う。
- (2) 年齢、身体的状況などを考慮し、栄養価は目標量を不足することのないようにするほか、嗜好調査を実施し利用者それぞれに対応した食事を提供できるよう努力する。
- (3) 食中毒の発生を防止するため関係機関の指導に従い最善の措置を講ずる。

6 実習生、ボランティア等の受け入れ

下記の実習生・ボランティア等を可能な限り受け入れ、社会福祉の人材育成並びに社会福祉体験実習の一翼を担うこととする。

- (1) 社会福祉関係大学生及び社会福祉専門学校生
- (2) 小中学校教諭免許取得希望者に対する介護体験実習生
- (3) 司法弁護実務修習生
- (4) 施設でボランティアを希望する者